

平成27年5月13日

於・1002会議室（10階）

第1019回

電 波 監 理 審 議 会

総 務 省

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○電波法施行規則等の一部を改正する省令案について （諮問第14号）	1
3. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○伝搬障害防止区域の指定について	5
4. 閉 会	8

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するように伝えてください。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第14号）

○前田会長 それでは、審議を開始いたします。

最初に、諮問第14号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」につきまして、新井衛星移動通信課長から説明をお願いいたします。

○新井衛星移動通信課長 諮問第14号につきまして、ご説明をさせていただきます。本諮問は、船舶が遭難等の非常事態に陥った際に、遭難信号を送信いたします無線設備のうち、個人が携帯して使用可能な遭難通信設備、PLBと申しておりますけれども、これにつきまして、情報通信審議会において技術的条件が策定されたことに伴い、その条件に係る技術基準を定めるとともに、無線局の免許手続や運用に係る規定の整備を行うものでございます。本日、試作品を用意してまいりましたので、ご覧いただきたいと思います。

恐縮でございますけれども、参考資料の1ページ目をご覧いただきたいと思います。現在、遭難信号を送信いたします無線設備には、船舶が遭難した場合に使用する衛星非常用位置指示無線標識、通称EPIRBと申しますものと、航空機が遭難した場合に使用いたします航空機用救命無線機、ELTの2種類

がございます。EPIRBにつきましては、船舶に設置して使用するものでございまして、高価で大きさも大きいことから小型船舶には不向きでございましたけれども、近年、個人で使用する小型で安価なPLBが開発され、世界各国で普及し始めております。我が国におきましても、プレジャーボートの利用者においてPLBを早期に導入してほしいという要望が高まっているところでもございます。このような状況を受けまして、今回PLBを導入するところとさせていただきます。

今回の制度改正の効果といたしましては、小型船舶やプレジャーボートなどを利用する個人が、携帯電話等が通じない海上で遭難した場合でも、PLBを使用することにより捜索救助機関に救助を求めることができるようになります。捜索救助機関の救助活動の迅速化ですとか、国民の生命、安全の保護に資するといった効果が期待されるところでございます。

恐縮でございますが、次に参考資料の2ページ目をご覧くださいと思います。この図でございますけれども、PLBから遭難信号を発信した場合の救助活動のイメージでございます。PLBからは406MHzの電波で遭難信号が発射されまして、その電波を衛星で受信して遭難者の大まかな位置といったものが特定されます。

コスパス・サーサット衛星と申しますのは、国際的な捜索救助の協定に基づく国際的な機関が運用している衛星でございます。この衛星を通じまして、遭難者の大まかな位置が特定された情報が海上保安庁の地上局に伝達をされ、地上局を経由いたしまして捜索救助部署に伝達され、船またはヘリコプター等による捜索救助活動が開始される仕組みになってございます。

捜索活動におきましては、遭難者の位置を知らせる121.5MHzの電波がPLBから発射されておりますので、船ですとかヘリコプターが電波の方向を感知いたしまして、捜索活動を行うという仕組みになっているものでござい

す。ライフジャケット等に着用するといったことも可能でございます。

下の表をご覧くださいと思います。価格、重量等がございますけれども、PLBは写真のように手のひらに持てるサイズでございますし、重量も300グラムということで、EPIRBと比べましても10分の1程度の重量になっております。

恐れ入りますけれども、1ページ目に戻っていただきたいと思います。PLBの技術的条件につきましては、情報通信審議会の航空・海上無線通信委員会においてご審議いただきまして、昨年12月9日に答申を受けております。今回は、技術的条件についての技術基準を定めるとともに無線局の運用に係る規定の整備や免許手続等の規定の整備を行うために、電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則等の各一部を改正するものでございます。

改正内容は、電波法施行規則に関しましては、遭難自動通報設備として携帯用位置指示無線標識、これはPLBでございますけれども、それを定義することですとか、現在、船舶等に限定されております船位通報に関する通信に遭難者の捜索等に資する当該通信を追加するということですとか、定期検査を行わない無線局に携帯用位置指示無線標識のみを設置する遭難自動通報局を加えるといったところでございます。

無線局運用規則につきましては、当該無線標識からの遭難通報を受信した海岸局等の他の無線局がとるべき措置等について定めること等が主な内容でございます。

無線設備規則につきましては、当該遭難自動通報、携帯用位置指示無線標識に係る必要な技術基準を定めることございまして、その他、所用の規定の整備を行うものでございます。

また、本件の諮問に先立ちまして、パブリックコメントを実施いたしましたところ、賛成の意見が1件ございました。なお、本省令の施行時期につきまして

ては、P L Bを早期に市場に展開するため公布即施行を希望いたしております。

簡単ではございますけれども、以上で諮問第14号についての説明を終わらせていただきます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして何かご質問、あるいはご意見等ありますでしょうか。

先ほどの説明で既に普及し始めたということなので、これは外国製のものが普及していて、仮にそれを国内のプレジャーボートの人が使った場合、それは今でも何らかの形でこの仕組みに乗っかっているということになるんですか。海上保安庁のほうに来るのかどうかは別にして。

○新井衛星移動通信課長 電波的には海外のものを発射してもコスパス・サーサットの規格に基づいておりますので、海上保安庁には通報されますけれども、現行、技術基準ですとかそういったものが整備されておられませんので、国内でそれを行うとしますと電波法違反になってしまいますので、今回、技術基準ですとかそういったことを定めることによりまして、技術基準適合証明等をとっていただければ適法に利用することは可能になります。

なお、我が国以外にもコスパス・サーサットの加盟国が43カ国ございまして、そのうちの32カ国でP L Bが利用されております。世界的には約51万台普及をしているところでございます。

○前田会長 何かありますか。こうしたニーズは非常に高いものだと思いますので、適当なのではないかと判断いたしますけれども、ほかにないとなれば諮問第14号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行ってはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してく

ださい。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○伝搬障害防止区域の指定について

○前田会長 次に、報告事項に移ります。「伝搬障害防止区域の指定について」につきまして、寺沢基幹通信課長から説明をお願いいたします。

○寺沢基幹通信課長 お手元に配付しております「伝搬障害防止区域の指定状況について（報告）」と書いてある資料でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、報告の前に伝搬障害防止区域につきまして、簡単に概要をご説明させていただきます。ページを2枚めくっていただきまして、右上に参考と書いてございます制度の概要と書いてある紙でございます。制度のそもそもの目的ですけれども、上の枠のところに書いてございますが、重要無線通信、注で書いてございます電気通信業務であるとか放送業務等々につきまして、その確保と財産権の行使（土地利用）との調和を図りつつ、高層建築物による重要無線通信の突然の遮断を回避することを目的とする電波法の制度でございます。

以下、具体的にご説明させていただきます。まず一番左でございますけれども、伝搬障害防止区域の指定でございます。こちらは今申し上げました重要無線通信の無線局、固定局の伝搬路に関しまして幅100メートルで伝搬障害防止区域として指定を行います。次に、指定を行った区域に関しましては、その右でございますけれども、防止区域内におきまして31メートル以上の高さの高層建築物を建築しようとするときは、建築主は総務大臣に届出をしていただくこととなります。その届出を受けて総務大臣といたしましては、電波伝搬に

関して障害が発生するかどうかを判定いたします。仮に障害のおそれがありと判断された場合には、免許人と建築主双方へ通知することといたしております。通知がなされた場合には、最大2年間、今申し上げました障害の原因となる部分の工事が制限されます。その2年間の間に建築主と免許人との間で話し合いを行ってくださいと。話し合いの結果として考えられる解決手段といたしましては、一番右に書いてございますけれども、まずは免許人のほうでルートの変更を行うという手段です。ここには書いてございませぬけれども、地中化や有線化を図るという方法もあるかと思えます。それ以外としては、建築主のほうで建築の構造を変えまして、影響が出ないようにするといった方法がございます。必要があります場合には、免許人とか建築主の申出によりまして総務大臣があっせんする場合もございます。こちらが伝搬障害防止制度の概要でございます。

最初のページに戻っていただきまして、今申し上げましたそういう区域の指定状況についてでございます。また話が飛ぶのですが、一番下のところに「電波法」と破線で枠囲いしてございますけれども、区域の指定に関しましては、電波法第99条の11におきまして、電波監理審議会に諮問することとなっております。ただし、同条の第2項におきまして、一番最後のところでございますけれども、「電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、諮問しないで措置することができる」とされており、平成5年に電波監理審議会におきまして、この指定に関しては、「軽微なもの」に基本的に該当するというところで報告事項となっている次第でございます。

本題に戻らせていただきまして、区域の指定状況でございます。一番上の枠囲いのところでございますけれども、平成26年度における区域の新規指定件数は188件、区域の解除件数は414件であり、平成26年度におきましては増減としてマイナス226件となっております。結果といたしまして、平

成 27 年 4 月現在においては、総指定件数は 5,569 件となっております。

次に、主な特徴でございます。平成 25 年度と比較した場合には、指定及び解除の件数は減少しておりますけれども、依然として、解除の件数というのは多い数字でございます。

また、今ご説明しておりませんでした、変更というものが中にございまして、今申し上げました区域の指定におきましては、無線局の位置とか高さを定めることになってございますが、位置というのは緯度・経度で定めているところ、実際上の位置とか高さが変わったわけではございませんが、計測方法の精度が年々高まっておりますので、計測し直すともう少し精度が違う、ちょっと位置がずれるとか高さがちょっと変わってくるということがございますので、近年、変更件数は増加傾向にございます。

次に、ページをめくっていただきまして参考となっておりますが、今申し上げました区域内における高層建築物を建築するときの届出でございますけれども、その件数の推移を書いてございます。平成 26 年度に関しましては、732 件の届出がございました。そのうち障害のおそれがあると判定された件数に関しましては 8 件、おそれなしと判断されたものが 724 件。障害のおそれありと判断されたうち 5 件については未解決ということで、引き続き建築主と免許人の間で協議が行われているところでございます。

簡単ではございますが以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、この報告についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。ありませんか。毎年報告を受けていることですので、特にご質問ないのかと思います。

それでは、本報告事項については、これで終了したいと思いますよろしいでしょうか。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。どうもありがとうございます

した。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了ということでございます。次回の開催については、平成27年6月10日、水曜日、15時から予定していますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。